

税制上の優遇措置についてのご案内

～ACC21 へのご寄付は、税制上の優遇措置の対象となります～

(特活) アジア・コミュニティ・センター 21 (ACC21) は、東京都知事より「認定特定非営利活動法人」(認定 NPO 法人) として認定されています。このため、いただきましたご寄付は、税制上の優遇措置の対象となります。

《税制上の優遇措置の対象となる会費・ご寄付の種類》

賛助会費 (個人・団体)、活動全般へのご寄付、プロジェクト指定のご寄付
継続的なご支援 (マンスリー・サポーター)

※正会員の会費・入会金は、対象となりません

個人からのご寄付

① 所得税の控除

年間の寄付金合計額が 2,000 円を超える場合、所得税が控除されます。

(次の 2 つの計算方式のうち、有利な方式で計算されます)

税額控除 (寄付金特別控除) 方式	「その年中に支出した寄付金の合計額 - 2,000 円」 × 40% = (認定 NPO 法人等寄付金特別控除額) が所得税から減税されます ※寄付金合計額は、合計所得金額の 40% が限度。税額控除額は、所得税額の 25% が上限
所得控除 (寄付金控除) 方式	「その年中に支出した寄付金の合計額 - 2,000 円」 = (寄付金控除額) が所得控除額に加算され、残りの金額に対し課税されます ※寄付金合計額は、合計所得金額の 40% が限度

② 東京都民税の控除

年間の寄付金合計額が 2,000 円を超え、寄付された方の (住民票記載の) ご住所が東京都*内にある場合、個人都民税は税額控除の対象となります (控除割合は都民税分 4%)。

*当法人 (ACC21) が東京都内に主たる事業所を有する認定 NPO であるため。(参考: http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/kojin_ju.html#kju_8)

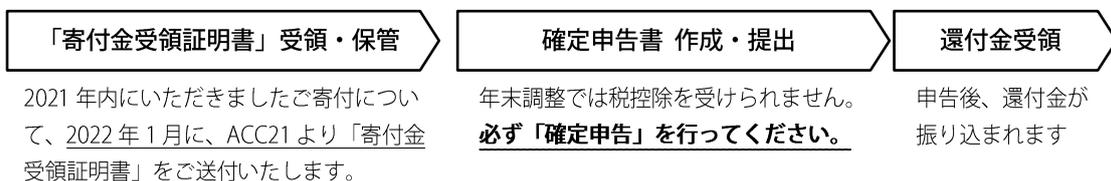
例: 年収 400 万円の方が、3 万円を寄付した場合 (確定申告前の所得控除額: 98 万円)

$(30,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times (40\% + \text{都民税分 } 4\%) = \text{最大 } 12,320 \text{ 円}$ が減税されます

※高所得で、多額の寄付をされている場合は、所得控除方式で計算したほうが有利になる場合があります。

■お手続きの流れ

所得税、住民税の優遇措置を受けるためには、確定申告が必要です。2021 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに入金された寄付は、2022 年 2 月中旬～3 月中旬に行う確定申告の対象となります。



申告のお手続きや計算の方法などについては、所轄の税務署や税理士にお問い合わせください。

- ・ 確定申告時に提出する「寄付金受領証明書」には、寄付者の住民票がある自宅住所の住所を記載する必要があります。寄付申込時に記入した住所が住民票記載の住所と異なる場合は、ACC21 までご連絡ください。
- ・ クレジットカード決済またはコンビニ決済でご寄付をいただいた場合、入金日付がクレジットカード決済日からおおむね2か月後の日付となります。（決済会社から ACC21 に入金された日をご寄付の入金日と扱います）

法人からのご寄付

法人からのご寄付は、一般寄付金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内（※）で、損金として算入することができます。一般の NPO 法人へのご寄付と比べ、経費として扱える寄付金の限度額が高くなります。

※特別損金算入限度額の算式

資本金のある法人	資本金のない法人
$\begin{aligned} & (\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\%) \\ & + (\text{所得の金額} \times 6.25\%) \times 1/2 \end{aligned}$	$\text{所得金額} \times 6.25\%$

申告のお手続きや計算の方法などについては、所轄の税務署や税理士にお問い合わせください。

- ・ 法人税の優遇措置を受けるためには、確定申告が必要です。
- ・ 確定申告には、ACC21 が発行する領収書が必要となります。領収書の再発行は原則お受けできませんので、大切に保管してください。
- ・ クレジットカード決済またはコンビニ決済でご寄付をいただいた場合、入金日付がクレジットカード決済日からおおむね2か月後の日付となります。（決済会社から ACC21 に入金された日をご寄付の入金日と扱うため）

相続財産によるご寄付

相続税の申告期限内に、相続や遺贈により取得した財産をアジア・コミュニティ・センター21（ACC21）にご寄付いただいた場合、寄付をした相続財産が非課税となります。

申告のお手続きや計算の方法などについては、所轄の税務署や税理士にお問い合わせください。

- ・ 相続税の優遇措置を受けるためには、相続税の申告書に ACC21 が発行する領収書（寄付受領書）を添付する必要があります。領収書の再発行は原則お受けできませんので、大切に保管してください。
- ・ 相続財産を寄付された相続人の方は、ご自身の所得税・住民税の「寄付金控除」も受けることができます。詳しくは、裏面をご確認ください。
- ・ クレジットカード決済またはコンビニ決済でご寄付をいただいた場合、入金日付がクレジットカード決済日からおおむね2か月後の日付となります。（決済会社から ACC21 に入金された日をご寄付の入金日と扱います）

発行：2021年1月

（認定）特定非営利活動法人 アジア・コミュニティ・センター21（ACC21）

〒113-8642 東京都文京区本駒込 2-12-13 アジア文化会館 1F 電話：03-3945-2615 FAX：03-3945-2692

メール：info@acc21.org URL: http://acc21.org/